

紹介と批評

細川重男著

『鎌倉政権得宗専制論』

鎌倉幕府の政治体制としての執権政治の中で、特に得宗専制政治と言う時期を初めて設定したのは佐藤進一氏である。佐藤氏の一連の研究成果により、得宗専制という文言は、鎌倉政権後期の政治、法制史研究を行う前提として学会に定着している。本書は得宗専制の実態解明のため、得宗主催の秘密会議である「寄合」及びその構成員たる「寄合衆」を研究対象としたものである。最初に本書の構成を示す。

序論 研究史と研究方法

第一部 鎌倉政権における家格秩序の形成

小序 幕府役職と家系

第一章 北条氏の家格秩序

第二章 幕府職制を基準とする家格秩序の形成

第三章 得宗家公文所と執事

第四章 得宗家執事長崎氏

第五章 諏訪左衛門入道直性について

第六章 尾藤左衛門入道演心について

第二部 鎌倉政権後期政治史の研究

第一章 「弘安新御式目」と得宗専制の成立

第二章 嘉元の乱と北条貞時政權

第三章 北条高時政権の研究

結論 専制と合議

あとがき

寄合関係基本史料

鎌倉政権上級職員表

本書で著者が「鎌倉幕府」ではなく、ことさらに「鎌倉政権」としているのは、当該期の政治運営が、本来の幕府機構と、それとは本来別個の機関であった得宗家家政機関が融合したものとして機能していたとする主張を表現するものである。鎌倉時代末の政治形態としての得宗専制を佐藤進一氏が初めて提唱してから既に半世紀が過ぎようとしているが、関連する残存史料が僅少という状態が改善され

ているわけではないので、専制政治成立の時期、得宗領、得宗被官等の側面で、個別の研究の進展はあったものの、専制体制そのものの実態解明は殆ど進捗を見なかった。その意味で、本書では、可能な限りの史料の丹念な博搜応用に努力し、家格秩序という新たな視点を用いて大きな成果を得たことは、研究史の上でも確かな地歩を印したものでいえよう。本書は二部で構成されているが、第一部では、鎌倉政権における家格秩序の形成、第二部では得宗専制に関わる後期鎌倉政権における政争などの諸問題を取り上げている。以下各々の概要を紹介する。

序論では、得宗専制の成立時期について、提唱者である佐藤氏は弘安八年霜月騒動をその画期とするが、諸説があつて現在の学会においての定説的見解には到達していない現状を指摘し、分析の視点を提案する。佐藤氏の得宗専制論が明確な主張であるにもかかわらず、その成立期には諸説あつて定まっていけない原因を、「専制」という言葉の曖昧さにあると指摘し、「専制」を主体型とシステム型の二類型に分類して考察する視角と、役職・地位による家格秩序からの分析を主張している。特に後者の視点は、従来研究で用いられてきた北条氏、外様御家人、御内人、在地領主、法曹官僚などという分類の枠組みではなく、寄合

と寄合衆を得宗専制期の最も重要な存在と捉えて、寄合衆を当該期家格秩序の中心となる家柄として位置付けることで、全く新たな分析を可能にしたものである。

第一章では、北条氏を対象とした考察を行う。鎌倉末期には北条氏は数十流にも分出した一族が数えられるが、役職就任者を抽出して系図を作成すると、役職は特定の家系に集中している事実が判明する。さらにその家系は役職を基準として大きく二つに分類することができる。執権・連署・寄合衆という最高職に就任することが可能な家系と、引付頭人を最高職とする家系の二つである。この二つの家系を家格として考え、各々、寄合衆家、評定衆家と名付けられている。寄合衆家は得宗家を含む八家、評定衆家は十二家であり、北条氏内部では以上の二十家が幕府の要職を世襲的に独占していた特権層であつたと結論される。

第二章は、非北条氏系氏族を対象とする考察である。非北条氏系氏族では、安達・大曾禰・佐々木・宇都宮・後藤・攝津・長井・二階堂・康信流三善・清原の十氏が北条氏とともに要職就任者を輩出している。これらの各氏を個別に考察し、その結果、非北条氏系氏族にも北条氏と同様の幕府役職を基準とする家格秩序が存在することが明らかになったとする。外様御家人系八家、法曹官僚系十四家の

計二十二家が、非北条氏系氏族で幕府要職就任者を輩出することが出来る資格を持ち、さらにこのうち七家が寄合衆に至ることが可能であったのである。すなわち幕府役職を基準とする家格秩序は、特定氏族内部の家格秩序として存在するのではなく、幕府における家格秩序であるとする。

第三章では、得宗家家政機関である公文所について、執事を中心とする公文所の役職とその構成員を中心に考察する。得宗家公文所発給文書七十三通の分析を通じて得宗家公文所の役職を基準とする得宗被官の階層分化を明らかにしている。得宗家公文所発給文書は、従来古文書学上では、「得宗家公文所奉行人奉書」という文書名で一括されて扱われ、詳細な分析が行われたことはなかった。ここでは文書機能の検討から、その機能分化の様相を通じて公文所機構の拡大充実と、これに伴う得宗被官内部の階層分化を考察している。公文所は、北条泰時期に組織的整備が行われ、蒙古襲来期の文永・弘安年間を契機に大幅な機構の拡大が見られ、執事を公文所長官とする役職の大系もこの時期に整えられている。このような公文所機構の拡大整備に伴う変革は、得宗被官内部においても必然的に公文所役職を基準とする階層分化をもたらした。執事を世襲する長崎及びこれに準ずる諏訪・尾藤両氏を執事三家、執事三家傍流と

安東・工藤両氏を執事補佐家として、他の得宗被官と比較して特権的な支配層と位置付けられるとする。

第三章は、得宗被官の筆頭である長崎氏の考察である。長崎氏は鎌倉幕府終末期には、執権を凌駕する専権を恣いままにするほどの体制を具現しながらも、その出自や家系などの基礎研究は十分に行われてこなかった。ここでは長崎氏の系図の復元や所領の検出、歴代執権期における長崎氏の活動などの具体的検討を通じて長崎氏の実像を明らかにしている。出自については、平資盛の後裔説を否定して北条氏の出身伊豆国田方郡北条の近隣地長崎を本株とする北条氏伊豆時代以来の郎従であったとする。長崎氏が得宗被官中で特権的な地位を占めるようになる契機は、家格秩序が形成されていない初期において、得宗被官の上席であった侍所所司金窪行親と得宗家家令尾藤景綱の補佐であった長崎盛綱が、行親、景綱両人没後に両職を兼帯したこと開始まる。侍所所司が盛綱の子盛時に継承される頃から長崎氏は、諏訪・尾藤両氏とともに寄合衆を形成して世襲し、役職が特定の家柄に固定化していき、文永・弘安年間には一族の幕府諸機関への大量就任が看取される。長崎氏の所領支配は強固なものではなく、よってその権力基盤は在地領主としての経済的軍事的実力に依存したのではなく、幕

府要職である侍所所司・得宗家執事・寄合衆を世襲する家格を保持したことにありと評価している。

第五章・第六章では、長崎氏と共に公文所最上級職員を世襲して執事三家を構成した寄合衆の諏訪・尾藤両氏の考察を行う。諏訪・尾藤両氏についても、長崎氏と同じく系図の復元及び歴代の鎌倉政権における活動微証等を丹念に追い、特に鎌倉政権最末期の諏訪直性と尾藤演心の地位権力を具体的に考察している。鎌倉政権後期になると、得宗被官内部には、公文所役職を基準とする家格秩序が成立しており、得宗被官のなかで、公文所要職に就任するものを輩出することができる家系が固定化していることが明瞭となる。この要職を世襲できる家系として、長崎・諏訪・尾藤の三家が執事三家として高い家格と位置付けられ、寄合衆を世襲しているのである。次いで執事補佐家として、執事三家傍流及び安東・工藤両氏が検出された。得宗家家政機関においても、幕府要職就任に看取されたような家格秩序の形成と特権層の存在が確認されるのである。

以上、第一章から第六章までの総括として、鎌倉政権後期には、幕府機関と得宗家家政機関双方において、役職を基準とする家格秩序が形成されており、いずれも上級職を世襲することができる約五十家の特権層の発生が確認しう

る。そしてこの特権層は、寄合衆として政権の最高議決機関の構成員に就任しうる十八家と、引付衆以上の要職に就任する評定衆家とに大きく二つに分けられる。鎌倉政権における家格秩序での評定衆家は、得宗家家政機関においては、執事補佐家と位置付けられるがその数は三十二家を数えることができ、北条氏・非北条氏・得宗被官の合計約五十家が鎌倉政権における特権的上層部として存在したとす

る。

第二部は、三章によって構成されているが、得宗専制の成立時期や事件政争の再評価など、当該期の政治体制の具体的考察である。

第一章では、弘安七年五月のいわゆる「弘安新御式目」三十八箇条の分析から、得宗専制の成立時期を考察する。「弘安新御式目」の各条の原型復元と内容の検討を通じて、その奏上対象を中心として得宗専制体制成立の問題を追及する。新御式目は、諸本の検討から、同日付の発布ではあるものの、元来は、「条々」と題する十八箇条と二十箇条からなる別個の二つからなる法令群で、現在の「弘安新御式目」の前半十八箇条は得宗北条貞時を奏上対象とし、後半二十箇条は將軍惟康親王を奏上対象とするものであったことを明確にした。当該法令群の発布が意図したものは、

時宗期に將軍宗尊親王を追放し實質的に主從制的支配權を掌握して成立していた得宗權力を、法制度の上で確立させ、得宗の權力と地位を北条本家の家督に相伝世襲させるものとして鎌倉政權に位置付けることであつたとする。この法令群の立法によつて、得宗は本来將軍の專權である統治權的支配權と、主從制的支配權の双方を共に代行する法的地位を確保したことになる。つまり得宗は、北条本家家督を意味するものではなく、北条本家家督が世襲する將軍權力の代行者としての鎌倉政權の役職となつたということである。従つて、得宗專制は將軍權力代行者の執政として時宗期に實質的成立があり、貞時期の「弘安新御式目」制定により法制度の上でも成立したものと結論している。

第二章では、鎌倉政權の内訌である嘉元の乱の考察により、貞時政權の再評価を行う。北条貞時が平禪門の乱で平頼綱を倒して政權を事実上掌握した永仁元年以来、嘉元の乱の勃発した嘉元三年に至るまでの十二年間の要職就任者の変遷を詳細に分析することにより政權での權力争奪の過程を明らかにしている。貞時は平禪門の乱後、既に形成されていた家格秩序を含む時宗政權での方針へ回復措置を取つたが、次第に自己と従兄弟の師時・宗方三人への權力集中（得宗家專制）を企図し、政權中枢の職に就任できなく

なつた家として抵抗する北条氏庶流や執事家との対立を深めた。両者の対立の動きが激突したのが嘉元の乱であるとする。貞時は北条氏庶流を代表する時村を除いて得宗家專制を推進しようとしたが、反撃が予想以上に激しかったために責任回避の方便として宗方を犠牲にし妥協したのが乱の性格であるとする。嘉元の乱に至る權力闘争は、得宗權力が鎌倉政權の主要ポストを世襲的に占める特權的支配層をその支持基盤としているにもかかわらず、一度形成された家格秩序を否定して彼等に対する抑圧を強め、さらに自己への權力の集中独占を図ろうとした貞時の政治路線が完全に挫折した経緯を示している。

第三章は鎌倉政權最後の高時期における政權の実態解明を目的としている。前半では歴代得宗の官職就任の経歴を検討して後期鎌倉政權下における形式主義、先例偏重主義を指摘する。後半は嘉暦の騒動を考察対象として、政權の重要決議が寄合衆の合議によつて決裁されていた実態を解明している。高時の執權職辞任と出家に端を發した嘉暦の騒動は、高時政權における權力の所在について考える上で重要な事件であるが、史料不足が大きな原因となつて十分な研究が加えられることがなかった。高時政權期においては、これを支える執事家などの寄合衆は、得宗が權力独占

を追求した貞時期の苦い経験から、得宗個人の積極的政治関与を危険視する状況にあった。高時後任に弟泰家の執権就任が拒否されて金沢貞顕が就任したのは、得宗への権力集中や得宗家の分裂を回避するために、得宗周辺の特権集団の利害による判断が働いた結果であった。この事件の検討を通じて明らかになったのは、高時政権では人事権、闕所処分権、官途推挙権などの決裁権が、長崎高綱と安達時顕兩名を首座とする寄合衆の合議にあったことである。

結論では、以上の考察結果をもとに、鎌倉政権における寄合の位置の変遷を概括する。北条氏の私的合議として存在した寄合は、得宗権力の伸張とともに発展し、北条時宗期に將軍権力代行者たる得宗時宗の私的諮問機関となり、さらに鎌倉政権最高決議機関へと転換を遂げたと結論している。転換の契機は、弘安七年四月の北条時宗卒去とこれに続いて発布された「弘安新御式目」の制定にあるとする。従ってこの法令発布以後の後期鎌倉政権においては、寄合が最高議決機関と位置付けられ、本来將軍に帰属すべき統治権的支配権と主從制的支配権の二つの権限は、事実上の得宗の代行を経て、寄合に移行したのである。最高権力が寄合に集中した後期鎌倉政権の政治体制は、寄合合議制と名付けられるが、寄合を構成した寄合衆は、家格秩序の頂

点に位置する寄合衆家から選出された鎌倉政権の要職を独占する特権的支配層だったのであると考察する。佐藤進一氏は北条時宗政権下の文永年間以降を得宗専制期とし、霜月騒動を得宗専制の第一段階と第二段階の画期と位置付け、第二段階を得宗専制の完成期としている。この二つの段階は、著者の区分では得宗時宗独裁期と寄合合議制期に相当する、従って著者が序論で分類した専制の二つのパターンでは、第一段階が主体型、第二段階がシステム型パターンに当てはまると結論する。

本書は以上のように、鎌倉政権後期の政治体制を家格秩序という新たな視点から究明し、得宗専制の研究を深化させた高い実証性を持つ研究書である。一般的に史料が少ないといわれる鎌倉後期において、これほどの実証的研究が成立することを示した点でも大きな意義があると思われる。本書には得宗専制の究明だけにとどまらず、個別の史実についても数々の新説が示されており、今後の鎌倉後期の政治史・法制史の分野における研究に莫大な貢献をしたことは疑いなく、中世政治史及び法制史を研究するものにとって必読の研究書であると思われる。

漆原 徹